



生涯サポートコスモ

Vol.18
令和3年
(2021.1)

篠原 忠 先生の退会に寄せて (その2)

前号に引き続き、昨年3月31日付けで退会された篠原忠先生に、障害年金を中心とした社会保険労務士としての活動について、そして当法人における年金講座の基本テキストである「障害年金裁定請求実務の基礎」の編著者さらにはセミナー講師などの活動についてふり返っていただきました。
(編集委員 萩原)

萩原) 篠原先生がいつも年金相談の時に持参されているファイルがありますが、何か疑問が生じたときや確認したいことができたときには、そのファイルから目的のものを探し出して、答えておられるのが印象に残っています。

そのような姿を目にするにつけ、本当に幅広い範囲まで、そして細かな部分に至るまで関係する資料を持っておられることに感心させられていました。

年金相談者として実際の相談の場面で必要なものがそろっているという点で、後の「裁定請求実務の基礎」の原型になっていると思いますが、どのようにしてあのようなになったのでしょうか？

篠原) 年金相談を受ける度に必要になった資料をピックアップしたり、関係する知識を再確認するための覚えとしてメモ書きをしていましたが、そうしているうちに資料がどんどん集まっていったので、クリアファイルに入れていったんです。そうこうするうちに古くなったものを削除したり、改正になったものを差し替えるということをやっているうちに、現在の中身になりました。

障害年金だけでなく年金全般をやっていたので、その時々で出てきた傷病や症状に関する資料、そして疑問に思ったことを調べながら参考資料や通達にあたって必要になったものをどんどん入れていったんです。

資料を集め始めたきっかけは、コスモの前身の自主研究会ができてからまもなく相談会を定期的開催するようになりましたが、その相談会終了後の反省会の時に、桑原さんから資料を集めた方が良いですってアドバイスを受けて、それで資料を集めたり整理を始めるようになったんです。



年金ゼミナールプロコースの様子

誌名:「生涯サポートコスモ」について

活動のスタートであった障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いに、老齢・遺族年金、ライフプラン、就労支援など生涯にわたるサポートを目指す意味を重ねております。

●困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください！

- ①障害年金をはじめとした老齢・遺族を含む年金全般に関するご相談
- ②成年後見 ③ライフプラン ④就労支援およびカウンセリング
- ⑤メンタルヘルス体制の構築

編集
発行

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ
〒176-0025
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷺宮マンション
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006

HP: <http://ntscosmo.com/> E-mail: jimu-kyoku@ntscosmo.com

萩原) 資料の整理のお話が出ましたが、障害年金の裁定請求の一連の手続きが終わった後で、復習のようなことはなさっていたんですか？

篠原) 資産調査員の仕事では年金の裁定請求の一連の手続きが終わると書類は全部渡してしまいます。したがって特に復習はしないんですが、ケースワーカーの方で熱心な方がおられ、いろいろ説明を求められることがありました。それに答えているうちに自分自身も整理できたり、ケースワーカーの方もどんどん詳しくなっていました。資産調査員を辞めるときに皆さんから「ありがとうございました」と言われたのはうれしかったですね。障害年金が受給決定になったり、ケースワーカーの方にも喜んでもらったりして、社会保険労務士になって本当に良かったと思いましたよ。

松尾) 資産調査員の仕事で最も重要なのは収入の認定なんですが、その中でも年金調査をしっかり行って本来受けられる年金の受給権を取るのが、とても重要なんですね。まさにその部分を組織的にやっていくのが資産調査員という仕事なんです。老齢・遺族・障害というすべての年金に関して発掘をしていくというのが役割なんです。

篠原) 障害年金を徹底してやっていくと老齢年金にも遺族年金にもつながってってしまうという部分は、確かにありますね。



篠原 忠先生



障害年金裁定請求実務の基礎 第8版

萩原) そのあたりからいよいよ障害年金裁定請求実務の基礎になるわけですね。年金ゼミナールのテキストとしても活用させていただいていますが、このきっかけはなんだったんでしょうか？

篠原) この本の構成を最初に考えたとき、障害年金の実務の基礎として何が必要かを考えました。最初は請求の仕方とか、実際の手続きに必要なポイントで大切なものは何かなど。それらを全体を通して整理していった、最後に参考資料を追加していったのが裁定請求実務の基礎になったという次第ですね。

実務上よく出てきたのが、障害年金の更新時の級落ちの問題なんですが、差引きとかあってこれは難しい。必要なものを追加したり盛り込んでいったんですが、中身がどんどん増えていきました。その時々で改定があったものやこれは入れておきたいと思ったものなどをその都度たしていった、体系化していきました。

松尾) 年金ゼミナールのテキストとして使い始めたときは分冊の形式でしたが、どんどん増えていった、2017年の第5版から製本するようになったんですね。総ページ数が、第5版の199Pに対して最新版の第8版では312Pと100P以上厚くなりました。

篠原) やっているうちに通達や関連する資料などが、より深く正確に理解するためにはどうしても必要になってくる。そういうものを追加していった、それに説明文を追加するというをしているうちにどんどん厚くなってしまいましたね。

萩原) 個別の障害年金の相談を受ける中で、これはお手上げだとか非常に苦労したことはありますか？

篠原) 相談に来られたお客様がダメだと思ったものが受給できた時がありました。ご自分で裁定請求をおやりになってダメで、他の人に相談しても難しいですねって言われ、それで私のところに持ってこられたんですが。私自身もどうなるかわからないので、精一杯頑張りますよって言いながら始めました。保険料の納付要件や加入要件だったらどうしようもないですが、障害状態要件や長期間にわたるもの、精神疾患や内部疾患が多少でもあるようでしたら調べる余地があると思ってやりました。その結果が受給につながって、非常に喜ばれました。

萩原) 篠原先生が社労士をおやめになること、コスモを退会されることはとても残念ですが、先生が残してくださった障害年金裁定請求実務の基礎、そして年金相談に取り組む姿勢やアプローチの方法などは、これからのコスモでも引き継いでいきたいと思います。本日はありがとうございました。

「障害年金の受給に向けて」（1）～年金制度の概要～

今号から、コスモの活動の柱でもあります障害年金について解説をしていきたいと思っております。障害年金の受給につながるようなわかりやすい内容にしたいと思っています。

初回の今回は、年金制度全般の説明を通して、障害年金についても解説したいと思います。

■ 年金制度について

国民皆年金と言って20歳から60歳までのすべての人が年金制度に加入することになり、この年齢に該当するすべての人が国民年金に加入することになります。国民年金は全国民共通の年金ですので、「基礎年金」とも言われます。

国民年金 = 基礎年金

自営業の人は国民年金だけの加入ですが、会社員や公務員の人は国民年金だけでなく厚生年金にも加入しています。これらの厚生年金加入者は、国民年金に加え厚生年金にも加入しているというので厚生年金部分を2階部分ということもあります。

■ 障害年金と保険料との関係

国民年金・厚生年金とも社会保険制度です。皆さんにもなじみの深い生命保険や損害保険と同じ保険という仕組みをとっています。保険では、対象となる事由が生じたときに保険金が支払われます。たとえば生命保険は、死亡や入院が発生した時（保険事故といいますが）に保険金が支払われますが、このためには次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 保険に加入していること
- ② 保険料を支払っていること
- ③ 保険事故が発生したこと
- ④ 保険金の請求をしたこと

障害年金は、一定の障害の状態にあることが上記の ③保険事故が発生したこと に該当します。したがって、障害年金を受給するためには、それ以外の ①保険に加入していること、②保険料を支払っていること、④保険金の請求をしたこと という他の要件も満たすことが必要です。

これら3つの要件を「障害年金受給のための3要件」といいます。障害年金を受給するためには、一定の障害の状態にあることだけでなく、これらの3要件をも満たしていることが必要になり、これは非常に重要です。

補足) 20歳前に障害の状態にある場合、例えば知的障害のように生まれつきの障害の場合には、②保険料を支払っていること という要件は問われません。

■ 障害年金の受給について

我が国の年金制度では、65歳になると「老齢」という受給要件を満たしたということとで老齢年金を受給することができます。老齢になれば、多くの人は心身の状態が低下し働く能力も下がります。この「老齢」による 働く能力の低下⇒収入の減少 という状態をカバーするために老齢年金を受給することで減少した収入をカバーするという制度設計がなされています。

障害年金も同じで、一定の障害の状態にあることで働く能力が低下することに伴う収入面の減少を、障害年金受給によりカバーするということもできます。

「活動の記録」：（令和2年7月～12月）

- ① 無料年金相談会
 第115回：令和2年 7月 5日(日)きらら
 第116回： 8月 2日(日)ういんぐ
 第117回： 9月 6日(日)きらら
 第118回： 10月 4日(日)ういんぐ
 第119回： 11月 1日(日)きらら
 第120回： 12月 6日(日)ういんぐ
- ② 年金相談会（障害/遺族/高齢、成年後見）:Coconeri
 第80回：令和2年 7月 18日(土)
 第81回： 8月 22日(土)
 第82回： 9月 19日(土)
 第83回： 10月 24日(土)
 第84回： 10月 24日(土)
 第85回： 10月 24日(土)
- ③ 年金無料相談会：勤労福祉会館
 第52回：令和2年 7月 11日(土)
 第53回： 8月 8日(土)
 第54回： 9月 12日(土)
 第55回： 10月 10日(土)
 第56回： 11月 14日(土)
 第57回： 12月 12日(土)
- ④ 第7回 年金ゼミナールプロコース（全4回）
 令和2年9月 5日（日）
 ※中止になった3月22日の代替開講
- ⑤ 障害年金裁定請求実務の基礎 第8版発行
 令和2年10月26日
- ⑥ 年金ゼミナール基本コース（全4回）
 令和2年11月 15日（日）、22日（日）
 29日（土）、12月13日（日）

「今後の予定」：（令和3年1月～4月）

- ① 無料年金相談会
 第121回：令和3年 1月10日(日)きらら
 第122回： 2月 7日(日)ういんぐ
 第123回： 3月 7日(日)きらら
 第124回： (未定)
- ② 年金相談会（障害/遺族/高齢、成年後見）:Coconeri
 第86回：令和3年 1月16日(土)
 第87回： 2月20日(土)
 第88回： 3月27日(土)
 第89回： (未定)
- ③ 年金無料相談会：勤労福祉会館
 第52回：令和3年 1月 9日(土)
 第53回： 2月13日(土)
 第54回： 3月13日(土)
 第55回： 4月10日(土)
- ④ 第8回 年金ゼミナールプロコース（全4回）
 ※コロナ禍に伴う感染防止により次年度に延期
- ⑤ 障害年金講座/勉強会
 令和3年1月17日（日）きららと共催
 2月19日（金）ういんぐと共催

※年金相談会および障害年金講座/勉強会は、コロナ禍により日程変更または中止となる可能性があります

追悼 柿澤 香先生

コスモ会員である柿澤 香先生が、令和2年11月8日逝去されました。7月の年金相談会にはお顔を出され、元気そうにお見受けしましたので、本格的な復帰もまもなくだと思っておりました。そのような中での突然の訃報には本当に驚きました。入院をされ、闘病生活を送っておられたことを伺ったのは、その後でした。

柿澤先生は年金全般に大変詳しく、コスモ主催の年金相談会では中心メンバーのおひとりとして、相談者の気持ちに寄り添い、親身に応答されていた姿が思い起こされます。また、日本酒がお好きで、粋で楽しい会話で周囲を盛り上げてくださいました。カラオケのうまさも忘れられません。コスモにはのど自慢のメンバーが多いのですが、柿澤先生の歌には聞きほれました。

コロナ禍の中でのご葬儀ということで参列することはできませんでしたが、柿澤先生のお人柄に思いを馳せ、心からのご冥福をお祈り申し上げます。
 （文責：編集委員 萩原）